

(一社)

一般社団法人 品川青色申告会 会報

## 青色ニュース

新年号



〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Tel : 03-3474-7564(9) Fax : 03-3458-2616

＜ホームページ＞ <http://shinagawa-aoiro.gr.jp>

地域によって会報の配付が遅れる場合があります。  
お手元に届くのが非常に遅い場合は、お手数ですが  
ご連絡下さい。なお最新の会報はホームページから  
閲覧可能です。(毎月上旬頃に更新されます)

ホームページの  
QRコードです。

## GO GO! あおいちゃん



何ですって！  
提出の方法で  
準備するべき  
資料が変化！！



皆様、承知の通りマイナンバー  
制度の運用が開始されています。  
その為、平成29年分の確定申告  
書には、本人、配偶者、扶養者、  
専従者のマイナンバーを記載す  
る必要があります。  
また、平成29年12月に番号法  
施行規則の改正が行われ、一部  
確認書類の省略が可能となりま  
した。(2面参照)  
そこで、今回は(一社)品川青  
色申告会の会員の皆様へ、決算・  
申告サポートを受ける際のマイ  
ナンバーに関する準備について  
特集いたします。  
なお、今月号同封の別紙会報  
「品川青色の3面」をあわせ  
てご確認ください。

マイナンバーの準備に  
関するフローチャート①

確定申告書にマイナンバーの  
記載が必要となります。  
税務署への提出方法はどれを  
選択しますか？

## パターン①

イータックスによる  
代理送信を選択

・本人、配偶者、扶養者、専従者に  
関するマイナンバーの記載が必要。  
※ただしマイナンバーに関する  
書類の提出を省略できます。

## パターン②

イータックスによる本人送信、  
ご本人による直接提出の方等は、  
職員へお尋ね下さい。

## パターン③

品川青色申告会に  
よる直接提出を選択  
(清書の必要あり)

詳細は2面でご確認を

・本人、配偶者、扶養者、専従者に関するマイナンバーの  
記載が必要。  
・確定申告される方のマイナンバーに関する書類(コピー)の  
提出が必要です。(配偶者等の書類は必要ありません)

※必要な提出書類の詳細は2面をご覧ください

当会においてマイナンバーに関する  
書類のコピーは致しかねますので  
事前にご準備下さい。

税務署への提出  
方法に関する  
詳細は3面で  
ご確認下さい！



# マイナンバーの準備に関するフローチャート②

## 確定申告の提出方法は？

### イータックス・代理送信

- ・番号確認書類の提出が不要
  - ・身元確認書類の提出が不要
- マイナンバーの記載のみでOK

### 品川青色申告会を通して書面提出

- ・番号確認書類の提出が必要(原則)
- ・身元確認書類の提出が必要

下記の方の番号がわかるものをご用意下さい  
①確定申告をするご本人  
②配偶者 ③専従者 ④扶養親族

確定申告をするご本人のマイナンバーカード(個人番号カード)を持っている？

### 持っている方

マイナンバー  
カード⇒



- ① 確定申告をするご本人のマイナンバーカードの両面コピーをご用意下さい。
  - ② 配偶者、専従者、扶養親族のマイナンバーがわかるものをご用意下さい  
(申告書に記載のみ。コピー提出不要)
- ※トラブル防止等の安全管理措置の観点から  
当会でのコピーは一切お断りさせていただきます。

### 持っていない方

通知カード  
⇒



- ① 確定申告をするご本人の番号確認(通知カードの表面コピー等)と身元確認のコピーをご用意下さい。
  - ② 配偶者、専従者、扶養親族のマイナンバーがわかるものをご用意下さい  
(申告書に記載のみ。コピー提出不要)
- ※トラブル防止等の安全管理措置の観点から  
当会でのコピーは一切お断りさせていただきます。

### 番号確認に関して改正がありました。

※該当するか不明の方は原則通りコピーをご用意下さい。

#### 【改正の概要】

平成29年12月8日に番号法施行規則が改正されました。  
これにより平成30年1月以降、一部の手続きについて  
「番号確認書類」の提示や郵送提出時の写しの添付が  
省略可能とされました。

※改正後もマイナンバーの記載自体は必要です。

※改正後も身元確認の書類は必要です。

#### 【省略可能となる対象手続】

- (1) 青色申告者に係る所得税・確定申告及び修正申告で  
還付申告以外の手続き
- (2) 個人事業者の消費税・中間申告、確定申告及び修正  
申告で還付申告以外の手続き

#### 【省略が可能となる対象者】

次のいずれかに該当する方

- (1) 開業届出書、消費税の課税事業者届出書又は課税事  
業者選択届出書の提出の際に、番号法上の本人確認  
が行われている方
- (2) 平成28年1月1日より前に(1)の届出書を提出してお  
り、同日以後、所得税の確定申告書、消費税の中間  
申告書又は確定申告書の提出の際に番号法上の本人  
確認が行われている方

### 『番号確認』に必要なもの

#### 【いずれか1点のコピー】

- ・通知カード(当初送られた紙のカードの表面)
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し、  
又は、住民票記載事項証明書 など



### 『身元確認』に必要なもの

#### 【いずれか1点のコピー(有効期限内のもの)】

- ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード
- ・特別永住者カード など

上記の身元確認のものがない場合は

#### 【原則として次のうちいずれか2点のコピー】

- ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険証書
- ・年金手帳 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 など

例：通知カード(番号)と運転免許証(身元)のコピーで確認





準備万端の方は仮決算・申告にご協力下さい！  
本番のサポートがスムーズに行えます。  
※詳細は7面をご覧ください！

## 仮決算

本番のサポート直前に必ず前月号同封の【確定申告最終確認シート】で最終チェックしましょう！

## サポート本番！

# 本番がスムーズに！



## ゴール

下記の日程等もご確認下さい！  
ご不明点はご連絡下さい。

新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

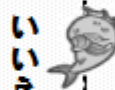
先月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。



予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。  
必ずご確認ください。

## スタート

昨年(28年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか？



いいえ



はい

先月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

はい



★平成29年分の所得税申告期限は平成30年3月15日(木)です。

★平成29年分の消費税申告期限は平成30年4月2日(月)です。

決算・申告サポート期間

★1月20日(土)～3月15日(木)

予約を入れる場合…

|      |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 予約期間 | ★2月1日(木)～3月12日(月)<br>(日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)                        |
| 予約日時 | ★月～金曜日(祝祭日を除く)<br>午前9時～11時、午後1時～4時<br>★土曜日(祝祭日を除く)<br>午前9時～11時 |

★予約時間の10分前には受付を終了して下さい。  
★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意ください。  
★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。



※3月15日(木)における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。  
※1月6日(土)～3月10日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。  
※3月16日(金)からは通常営業となりますので、16日(金)以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

サポート期間中の日程について…

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| 1月20日(土)～1月31日(水)                   | 予約不要です(来局順)  |
| 2月1日(木)～3月12日(月)                    | <u>予約制です</u> |
| 3月13日(火)～3月15日(木)                   | 予約不要です(来局順)  |
| 【上記日程におけるサポート受付時間】                  |              |
| ★月～金曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時<br>午後1時～4時 |              |
| ★土曜日(祝祭日を除く)……午前9時～11時              |              |

サポート期間後の日程について…

|                                             |             |
|---------------------------------------------|-------------|
| 3月16日(金)～3月30日(金)                           | 予約不要です(来局順) |
| 【上記日程におけるサポート受付時間】                          |             |
| ★月～金曜日(日曜、祝祭日、土曜日を除く)<br>……午前9時～11時、午後1時～4時 |             |

## 決算・申告サポートの持ち物

- ★帳簿一式、月別収支集計表、棚卸表
- ★事業に係る通帳や各種書類等  
※確認の為に必要な場合があります。
- ★各種支払調書等
- ★過去3年間の決算書・確定申告書の控え  
(平成26年・27年・28年分)  
※青いファイルをお持ち下さい(6面参照)  
※修正申告書や更正の請求等を出された方は、その控えも必要です。
- ※書類の保存期間は、原則7年間です！  
(一部5年間)経営分析や決算、借入や税務調査等の様々な場面で必要です！

- ★健康保険・介護保険の29年中の支払金額がわかるもの
- ★国民年金の29年中における支払証明書
- ★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等
- ★医療費の明細書【改正項目】  
※保険等から補てんされた金額に注意！  
※各自毎の集計が必要となります。
- ★専従者・従業員の源泉税台帳(所得税源泉徴収簿等)
- ★29年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買(購入は10万円以上)、及び20万円以上の修繕がある方は、

- 明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細のわかる資料
- ★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票
- ★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。
- ★マイナンバーに関する資料  
※詳細は1面、2面及び今月同封の別紙「品川青色」をご覧ください
- ★確定申告のお知らせ(下記参照)
- ★印鑑(振替納税の新規・変更手続きを行う方は、銀行の届出印と預金通帳)
- ★会員カード(6面参照)

【最終確認シート】を必ず確認下さい。

★横長の紙で保険料の決定等が表示されている『平成29年度の納入通知書』では、正確な数字がわかりません！(納入通知書は平成29年4月～30年3月期の保険料が表示されている為)  
★確定申告では平成29年中において、実際にお支払した金額が必要で、通常『国民健康保険(後期高齢者医療保険)料支払済額のお知らせ』や『介護保険料のお知らせ』としてハガキが届きますので、こちらをお持ち下さい。

【国民健康保険料、介護保険料等】



- ・借地権等の更新料、保険金の満期収入や資産売却など、特殊な収入がありましたか？
- ・消費税の還付額は雑収入に計上しましたか？(税込経理の場合)
- ・贈りなどの家事消費した分を家事消費売上として計上していますか？
- ・売掛金や未収金等の収入漏れ・買掛金や未払金等の経費漏れはありませんか？
- ・未収・未払いの取引に注意して下さい！(原則、不動産所得も同様を考えます)
- ・棚卸の金額に誤りはありませんか？
- ・決算書の『租税公課』に『消費税』※
- ・【事業税】『固定資産税』『償却資産税』などは計上しましたか？ ※中間申告に注意
- ・10万円以上の新たな資産の購入、20万円以上の修繕費がある方は、その詳細が分かる資料をお持ち下さい。
- ・(減価償却の判定が必要となります)
- ・家事費按分は行いましたか？
- ・予定納税、消費税中間申告がありましたか？

## サポート前の最終チェック

## 確定申告のお知らせについて

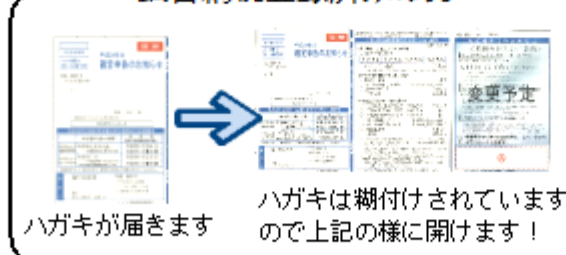
### 【例 外】

平成29年新規開業者等に関しては、確定申告のお知らせではなく、今回のみ確定申告書が送られてくる予定です。  
(1月20日以降順次発送予定)

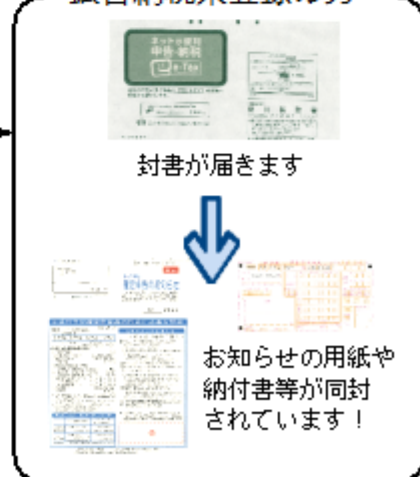
### 【原 則】

左記以外の会員の方は「確定申告のお知らせ」が1月20日以降順次発送予定

### 振替納税登録済みの方



### 振替納税未登録の方



平成29年分「確定申告のお知らせ」等は、来年1月20日以降に順次発送予定です。こちらの案内がなくても決算・申告サポートを行えますが、**お持ちいただく事でよりスムーズにサポートが受けられますので、ご持参下さい。**

※1月中にサポートを受ける方は、お知らせが間に合わない可能性がございますが、サポートは受けられますのでご安心下さい。

## 国外に居住する親族に係る扶養控除等の改正について

平成28年分より、国外に居住する親族に係る「扶養控除」「配偶者控除」「障害者控除」の適用を受ける場合は、以下の資料を添付又は提示しなければいけません。

(注) その書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文を添付等する必要があります。

- ① 親族関係書類…戸籍の附表の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し 等
- ② 送金関係書類…金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 等

**お忘れなく！**

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分以上の決算書・申告書をお持ち下さい。過年度の書類を**青いファイル**(一部オレシジ色のファイルの方あり)に入れて保存している方は、それをそのままお持ち下さい。

### 青いファイル

(過年度の申告書・決算書等)の中身を確認し、お持ち下さい。

※新規開業者を除く  
なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方は、サポートを行えない可能性がありますのでご注意ください。



## 平成29年分確定申告・申告期限及び納付期限

所得税…3月15日(木)

消費税…4月2日(月)※

※個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限です。

平成29年分振替納付日

所得税…4月20日(金)

消費税…4月25日(水)

※新規に振替納税を利用される方は、所得税は、3月15日(木)まで消費税及び地方消費税は、4月2日(月)までに手続きが必要で

※提出先の税務署が変わると、改めて振替納税の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

### お預りについて

3月15日(木)の決算書・申告書等の当会お預かりは午後2時までとさせていただきます。品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降は「ご自信で直接」提出願います。提出期限を過ぎますと、65万円控除は受けられません。

### ご連絡について

決算・申告サポート期間中は、事務局への電話が大幅に増えますが、ご理解とご協力を願います。

### 予約について

2月1日(木)～3月10日(土)までは、予約の上「ご利用」いただいております。予約なしで「来局」の場合、予約の上、改めて「来局」していただくことになりますので「ご承知」下さい。

### 受付について

『会員証』を必ず「ご持参」下さい。来局受付時に必要です。

決算・申告サポートの開始は、午前9時から(事務局の受付開始時間は、午前8時45分以降です。それ以前にお越し頂いても、事務局の準備が整っていませんので、外でお待ち頂く可能性があります)。

「予約されている方は、予約時間の前までに受付が必要です。」(注)遅れてお越しの方は、キャンセル扱いとなる場合があります。

## 受付をする際に、会員カードが必要です。



### ↑当会の会員カードです

- ①会員カードをバーコードリーダーにかざします。
- ②音が鳴ったら、備え付けてあるテンキーのエンターキーを押して下さい。



## 期限後申告をすると、どんなに立派な決算書でも65万円控除が適用できません

国民健康保険料等も増額の可能性があります。経済的負担となります。申告期限内の提出が、大変重要です。平成29年に特殊事情がある方は、一回のご来局で終了しない可能性も…余裕を持った決算申告を心掛けましょう！

### 品川署・荏原署が所轄税務署の方へ

今回の決算・申告サポート時に、インターネットの代理送信ではなく、清算した確定申告書を事務局から品川税務署又は荏原税務署へ提出された方は、平成30年4月1日～10月1日までの間に平成29年分の税務署の収受印が押印された決算書・申告書をお返し致します。お手数ですが事務局へお越し下さい。なお、提出時にレターパックでのお申込みを頂いた方は、事務処理完了後に発送致します。





## 《1時間ルールのおお願い》

2月1日～3月12日までの期間における決算・申告サポートは完全予約制となります。その際のサポート時間は1人1時間です。今年度はこの1時間ルールを徹底致します。徹底する事により従来よりも正確な予約時間でお呼びする事が可能です。

なお、サポート時間が1時間を過ぎた方は、次回の予約を取って頂きます。1回で提出ができるよう事前相談、仮決算・申告の提出をお願い致します。

お願い致します



## その他疑問点等は事前にご相談下さい！

スムーズな確定申告期の運営にあたり、事務局職員の更なる向上は当然ですが、会員の皆様の御協力が必要不可欠です。ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

## 事務局からのお願い

### 《仮決算・申告のお願い》

前月号に同封の「下書き用決算書・確定申告書」へ平成29年分の売上や各種経費等の集計結果を記入し、仮決算・申告を行いませんか？下書き用紙を平成30年1月17日(水)までに事務局へお持ち頂き提出頂く事で、本番当日はデータが入力されている状態でサポートが開始出来ます！

大変スムーズにサポートが行え、時間も大幅に短縮！

なお、下書きの記載項目は確定している数字の項目のみで構いません！

1人でも多くの提出をお願い致します。

【ポイント】

確定していない項目や変動があった項目は本番当日に修正可能！

## 平成29年分～所得税・消費税～ 決算・申告ポイント説明会

### 事業所得など一般の方

(事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

| 日 程          | 時 間        |
|--------------|------------|
| H30年1月15日(月) | 午後1時30分～4時 |
| H30年1月16日(火) | 午後5時30分～8時 |

### 不動産所得のみの方

| 日 程          | 時 間           |
|--------------|---------------|
| H30年1月15日(月) | 午後5時30分～7時30分 |
| H30年1月16日(火) | 午後1時30分～3時30分 |

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です。

ポイント説明会にご出席された方は、受講終了時に『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行します！  
⇒証明書を決算・申告サポート時にお持ちいただくと…

【紙提出の方は…】

・決算書に受講証明印を押印し税務署へ提出します。

【イータックスの方は…】

・データ上に受講済みの旨を表示し税務署へ提出します。

★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。

★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。

★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。

★受付は各開始時間の30分前からとなります。

【講 師】品川税務署担当官 他 【参加費】無 料

【会 場】きゅりあん6F大会議室

住所：品川区東大井5-18-1

電話：03(5479)4100

を乗り越えていきましょー！

【事務局 津留】

ここです突然話題を変えます！…先日、平成30年度税制改正大綱が公表されましたが、個人事業者の方にも影響がある内容でした。特に平成32年分から改正を予定している、基礎控除の10万円引上げに伴い、青色申告特別控除や給与所得控除等が、10万円引き下けになる改正案が気になりました。一見プラスマイナスイメージに見えますが、これって国民健康保険の方等は増税になりますよね……その他にも、気になる改正が複数ありました。今後正式に決定したら、皆さんにお知らせしていこうと思います。まずは平成29年分の確定申告

を乗り越えていきましょー！

【事務局 津留】

あけましておめでとうございませう。本年も宜しくお願い致します。

……と、新年のあいさつを行いました。このコラムを作成しているのは、年が明ける前の12月20日の夜であります。会報の締切りが本日までとなっている為、頑張って作成しています。(このコラムでとりあえず作成終了です！)今はまだ、クリスマスも迎えていない為、新年の気分ではありませんが、会報を皆さんがご覧になる頃は、私も正月気分真っ最中だと思えます。

さて、現在隣の部屋では青年部・女性部の合同研修会が開催されています。今回は減価償却の基本や医療費控除の改正、家事関連費等についてです。局長が講師を行う事は基本ありませんので賛否な講義です。(ヨイショするわけではありませんが久しぶりに局長の講義を聞きました。流石局長で分かりやすい説明です。私も参考にします)今後も部員限定のプレミアムな講義を開催していく予定です。ぜひ皆さんも青年部・女性部に加入部を！

よろず発信★  
リターンズズ  
18回目



## お知らせ

当会の理事・監事は定款第34条により、平成30年6月の総会にて任期が満了し、新たな理事・監事が選任されます。

また、定款第18条1項により、平成30年6月の総会にて代議員の任期が満了し、新たな代議員の選出を定款16条により代議員選挙にて行います。

【代議員へ立候補される正会員の方】

立候補の届出方法・選挙期日・定数等、詳細は会報等にて順次お知らせいたします。

## 青色コーナー従事者募集！

『青色コーナーとは』…確定申告期に品川税務署内にて、青色申告の特典や各種届出書の記載方法など会員以外の方へ説明をする場所です。

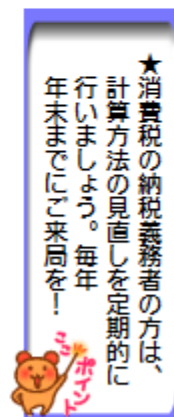
モチロン研修会も開催しますし、必ず税務署の職員と事務局職員が一緒に対応いたしますので、ご安心を。貴方もぜひ、青色コーナーで従事してみませんか！

無報酬ですが、自分自身の記帳方法も再点検できるチャンスかも！また、確定申告時期の税務署の雰囲気を知ること、納税意識を高めるとも貴重な体験になるはずです！

ご興味を持たれた方は、品川青色申告会へお気軽にお問い合わせ下さい

## ご注意ください！消費税の申告が必要な方へ

- ★消費税の確定申告が必要か不  
要かの判定等は、**先々月号に  
同封の『平成29年分・消費税  
の申告義務判定フローチャー  
ト』**で確認下さい。
- ★消費税の計算方法は、  
『一般(原則)課税』と  
『簡易課税』の2つの計算  
方法があります。
- ★計算方法の選択により納付  
税額が変化します。  
どちらの方法が有利かは、  
その方の状況で異なります。
- ★『簡易課税』の選択は、  
「適用を開始しようとする  
年の前年末日までに選択  
の届出が必要です」
- ★『簡易課税』は、一度選択  
すると、その効力が毎年継  
続します。  
その為、適用をやめるには、  
「適用をやめようとする年の  
前年末日までに提出する  
必要があります」



★消費税の納税義務者の方は、  
計算方法の見直しを定期的に  
行いましょう。毎年  
年末までに「来局を！」

- ★計算方法の選択は定期的な  
経営計画と見直しが必要！
- ★簡易課税における金融業、  
保険業や不動産業の業種区  
分が改正(注)されています  
ので、「注意下さい」。
- ※個人の方は、原則として  
平成28年分より業種区分の  
改正がされています。
- (課税期間の特例選択適用者、  
経過措置の適用者を除く)
- ★簡易課税の選択や選択の取り  
やめは、その方の状況により  
一定の制限期間があります。
- ※不明点や詳細は、所轄税務  
署又は品川青色申告会へお尋  
ね下さい。

(注)改正前と比較し納税額が20～25%程度の増加(その方の業種割合により異なる場合あり)が予想されますので、納税資金にご注意下さい。



インフルエンザ予防、体調管理等の為、マスクを着用し接客を  
させていただきます。また、会員の皆様も来局の際は手洗い、マ  
スクの着用にご協力下さい。



## 事務局からお知らせ

## 転居・廃業された方へ

## 【転居された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録 情報を更  
新しますので、お早めに「連絡下さい」。  
※共済や保険にご加入の方は、変更手続き  
が行われていない場合、請求時等に時  
間を要する場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色  
申告会に継続して所属が出来ます。

※最寄りの青色申告会へ異動を「希望の方  
は」お申し付け下さい。

※事務局へ届出書の提出が必要です。  
※事務局にて各種届出書作成のサポートを  
行っております。印鑑をお持ち下さい。

【廃業された方など】

廃業された方でも、その年に事業所得等  
がある場合は原則として通常通り確定申  
告をする必要があります。

詳細はお問い合わせ下さい。

【年始の業務について】

★平成30年は1月5日(金)の午前9時より  
通常業務を開始致します。

【土曜日営業について】

★1月6日(土)・3月10日(土)までの土曜  
日は午前のみ営業を致します。なお、受  
付は午前11時までとなります。

【予約について】

★サポート時に翌年度の「予約を頂いてお  
ります。ご協力下さい」。

## 【事務局からのお知らせ】

★1月10日(水)は、新年賀詞交歓会が行わ  
れます。

★1月15日(月)16日(火)は、決算・申告ボ  
イント説明会が「きゅりあん・6階大会  
議室」にて行われます。

(注)★印がついている日に御用がある方は、  
午前中の「来局をお願い致します。午後は、  
記帳相談等について対応致しかねる場合が  
ございますので、予め「了承下さい」。

【お問合せについて】

★1月20日(土)以降は、電話が大幅に増え  
難しくなります。「迷惑をお掛けしますが、  
ご協力をお願い致します」。

【駐車場について】

★車で「来局予定の方は、近隣の有料駐車  
場をご利用下さい。ただし、事務局の直  
ぐ隣りにあった有料駐車場が閉鎖されま  
したので「注意下さい。また、近隣にあ  
るその他の有料駐車場は満車である事が  
多いので、交通機関や自転車等での、  
「来局をお薦め致します」。

【平日の状況】

2月(月)は午後2時半以降、3月(火)は午前10  
時以降が比較的空いています。

【土曜日の状況】

土曜日は大変混み合っています。

平成29年12月20日時点の  
決算・申告サポート予約状況

【平日の状況】

2月(月)は午後2時半以降、3月(火)は午前10  
時以降が比較的空いています。

【土曜日の状況】

土曜日は大変混み合っています。



やはり、今年も方が  
狙い目そうですね...

